

令和2年5月7日

保護者の皆様

県立秦野曾屋高等学校長

国における緊急事態宣言延長に伴う県立学校の休業の延長について

日頃から本校の教育活動等に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図り、子どもたちの安全・安心を確保するため、本校をはじめすべての県立学校は、4月6日からの臨時休業の期間を5月6日（5月7日と8日も休業）としておりましたが、この度の国の緊急事態宣言延長を受けた県の実施方針により、5月31日まで臨時休業とすることとなり、別添のとおり県教育委員会からメッセージがありましたのでお知らせします。（5月11日、12日、13日の各学年の対応は、先日周知した予定どおり行います。）

臨時休業が長期に及ぶことになりますが、学校といたしましても、家庭での学習の充実をはかるなどの対応をしてまいります。御相談等がある場合には各学年へ電話にて御連絡ください。引き続き、保護者の皆様には御理解、御協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

なお、今後国の緊急事態宣言が解除となっても、県内の感染状況を踏まえ、児童・生徒の安全・安心の確保、及び各学校における円滑な教育活動の再開に向けた準備期間を設け、その後分散登校、時差通学・短縮授業を組み合わせるなどして、段階的に教育活動を再開する予定ですので、あらかじめ御承知おきください。

問合せ先
副校長 渡辺
電話 (0463) 82-4290